

福岡市子どもプラザ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、孤立しがちな乳幼児（0歳からおおむね6歳まで）とその保護者、又は妊娠している方（以下、「乳幼児親子等」という）の子育て不安の軽減を図り、子育てしやすい環境づくりの充実を目指して、乳幼児親子等がいつでも利用でき、子育てに関する相談や情報交換ができる拠点として開設する子どもプラザ事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、福岡市（以下「市」という。）とする。

2 市は、次に掲げる要件をすべて満たす民間団体に、委託し、又は指定管理者に指定し、事業を実施させることができる。

- (1) 福岡市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) ボランティアグループ等の団体、特定非営利活動法人、社会福祉法人、学校法人、公益法人、その他の社会的信望を有する法人であること。
- (3) 適正かつ効果的に事業を運営できると認められる者であること。
- (4) その他市長が認める要件を満たす者であること。

(利用対象)

第3条 利用対象者は、乳幼児親子等とする。

(利用料)

第4条 施設の利用料は、無料とする。ただし、材料費等に係る実費相当額については、利用者から徴収することができる。

(事業内容)

第5条 実施主体（市が民間団体に事業を実施させる場合は当該民間団体。以下同じ。）は、次に掲げる取組を実施する。

- (1) 乳幼児親子等がいつでも気軽に利用できる遊び場の常設
- (2) 乳幼児親子等の交流の場の提供と交流の促進
- (3) 子育てに関する気軽な相談、専門家による相談日の開設
- (4) 子育てに関する情報提供
- (5) 子育て及び子育て支援に関するミニ講座（少人数・短時間の講座）の企画・実施
- (6) 地域の子育て活動の支援
- (7) 子育て交流サロンや育児サークルへの支援
- (8) その他子育て支援として、市が必要と認める事業

2 実施主体は、市が特に必要と認める場合は、次に掲げる地域支援の取組の全部又は一部を実施する。

- (1) 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組
- (2) 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、乳幼児親子の育ちを継続的に支援する取組
- (3) 地域ボランティアの育成、自治会・町内会、子育てサークル等との協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組
- (4) 地域団体等と連携し情報共有や意見交換を継続的にを行い、事業を利用したくても利用できない乳幼児親子に対して民生委員等が訪問支援等を行うことで、地域とのつながりを継続的に持たせる取組

(施設構成)

第6条 設置形態により施設構成は異なるものとするが、乳幼児親子の遊び場、相談室、事務スペースを基本とし、情報提供や研修のできるスペースの確保を図るものとする。

(職員の配置)

第7条 実施主体は、事業を遂行するに当たり十分な能力を持つ専任の、常勤職員又は非常勤職員を配置する。

- 2 前項の職員は、常時2人以上配置するものとし、そのうち、1人は、保育士・教諭・保健師・助産師・看護師・准看護師の資格を持つ者又は子育て支援員研修の地域子育て支援コースを修了した者若しくは長年子育て支援に携わった者とする。
- 3 前2項に定める職員のほか、実施主体は、職員の補助として、子育て支援者を養成・登録し、配置に協力する。

(開館時間)

第8条 開館時間は、原則として午前10時から午後4時までとする。ただし、市が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(開館日)

第9条 開館日は、週5日以上とし、原則として土曜日及び日曜日のいずれか1日又は両日は開館日とする。

- 2 市は、休館する曜日を決め、実施主体は、あらかじめ利用者に周知する。
- 3 前項の規定に基づき定めた休館日の他に、次に掲げる日を休館日とすることができる。
 - (1) 市が設定した日(1月に1日に限る。)
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日まで
- 4 前項の規定に関わらず、市が必要と認める場合は、臨時の休館日を定めることができる。

(事故の責任)

第10条 事業実施期間中に発生した利用者の事故については、原則として、利用者の責任とする。

（事業の届出）

第 11 条 事業の委託又は指定を受けた団体は、事業開始にあたっては開始届（様式 1）、届出事項に変更があった場合は変更届（様式 2）、事業を終了するときは廃止届（様式 3）を提出しなければならない。委託又は指定の継続等により、届出が不要の場合はこの限りではない。

（事業の報告等）

第 12 条 事業の委託又は指定を受けた団体は、事業計画及び事業実施状況を市に報告しなければならない。

（留意事項）

第 13 条 職員及び子育て支援者は、子どもプラザの利用者への対応に十分配慮するとともに、業務を行うに当たって知り得た個人情報については、業務遂行以外に用いてはならない。事業終了後及び離職した職員及び子育て支援者も同様とする。

2 職員及び子育て支援者は、子どもプラザの利用にあたり、利用者の正当かつ公平な利用が確保されるようにし、不当な差別的取り扱いをしてはならない。

3 子どもプラザにおいて、政治、宗教、営利等を目的とする活動をしてはならない。

4 近隣地域の子どもプラザは、互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努めるとともに、保育所、福祉事務所、児童相談所、保健所、児童委員（主任児童委員）、医療機関等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めなければならない。

5 実施主体は、職員を関係の研修等へ積極的に参加させ、職員の資質、技能等の向上を図らなければならない。

（文書の保存）

第 14 条 事業に係る文書の保存期間は 5 年間とする。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 26 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式 1

令和 年 月 日

福岡市長 殿

名 称
代表者氏名

地域子育て支援拠点事業開始届出書

標記について、児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業を開始したので、社会福祉法第六十九条第一項の規定に基づき届け出ます。

経営者名称（法人名称）	
代 表 者 氏 名	
主たる事務所の所在地	
拠 点 施 設 の 名 称	
拠 点 施 設 の 所 在 地	
事 業 開 始 年 月 日	令和 年 月 日
実 施 形 態	☐ 一般型 ☐ 連携型
面 積	拠点の面積 m ² （平面図を添付）
設 備	☐ 授乳コーナー ☐ 流し台 ☐ ベビーベッド ☐ 遊具 ☐ その他（ ）
開 設 日 時	開 設 日 ☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 ☐ 日 開設時間 時 分 ～ 時 分 休 館 日
職 員※	職員数 名 （常勤 名、非常勤 名）

条例、定款その他の基本約款	（書類を添付）
---------------	---------

○該当する□に印をつけること。
※ 事業を専任で担当する人数を記入すること。

名	称
代表者氏名	

標記について、児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業の届出事項に変更が生じたため、社会福祉法第六十九条第二項の規定に基づき届け出ます。

変 更 年 月 日	令和 年 月 日
-----------	-------------------------

経営者名称（法人名称）	
代 表 者 氏 名	
主たる事務所の所在地	
拠 点 施 設 の 名 称	
拠 点 施 設 の 所 在 地	
実 施 形 態	☐ 一般型 ☐ 連携型
面 積	拠点の面積 m ² （平面図を添付）
設 備	☐ 授乳コーナー ☐ 流し台 ☐ ベビーベッド ☐ 遊具 ☐ その他（ ）
開 設 日 時	開設日 ☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 ☐ 日 開設時間 時 分 ～ 時 分 休 館 日
職 員（※１）	職員数 名 （常勤 名、非常勤 名）

定款その他の基本約款	(書類を添付※2)
------------	-----------

○変更が生じた事項について記載すること
○該当する□に印をつけること。
※1 事業を専任で担当する人数を記入すること。
※2 定款その他の基本約款に変更があった場合は添付すること。

福岡市長 殿

名 称
代表者氏名

地域子育て支援拠点事業廃止届出書

標記について、児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業を廃止したので、社会福祉法第六十九条第二項の規定に基づき届け出ます。

事業廃止年月日	令和 年 月 日
経営者名称（法人名称）	
代表者氏名	
主たる事務所の所在地	
拠点施設の名称	
拠点施設の所在地	
実施形態	☐ 一般型 ☐ 連携型
廃止理由	

○該当する□に印をつけること。